指定居宅サービス事業者、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業者の指定等に関する規則の一部を 改正する規則をここに公布する。

令和6年3月22日

静岡県知事 川勝平太

## 静岡県規則第5号

指定居宅サービス事業者、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則

指定居宅サービス事業者、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業者の指定等に関する規則(平成11年静岡県規則第58号)の一部を次のように改正する。

改正前

指定居宅サービス事業者、介護保険施設 及び指定介護予防サービス事業者の指定 等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)に規定する指定居宅サービス事業者、介護保険施設(健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法(以下「旧法」という。)第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設を含む。)及び指定介護予防サービス事業者の指定等に関し、法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(指定又は許可の申請の様式)

第2条 法第70条第1項、第86条第1項若しく は第115条の2第1項の指定又は法第94条第1 項若しくは第107条第1項の許可の申請は、様 式第1号による指定(許可)申請書によるも のとする。

(指定の更新又は許可の更新の申請の様式)

第2条の2 法第70条の2第1項(法第115条の 11において準用する場合を含む。)若しくは第 86条の2第1項若しくは旧法第107条の2第1 改正後

<u>介護サービス事業者の業務管理体制の整</u> 備等の届出に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、介護保険法(平成9年法 律第123号。以下「法」という。)に規定する<u>介</u> 護サービス事業者の業務管理体制の整備等の 届出に関し、法令に定めるもののほか、必要 な事項を定めるものとする。 項の指定の更新又は法第94条の2第1項若し くは第108条第1項の許可の更新の申請は、様 式第1号の2による指定(許可)更新申請書 によるものとする。

<u>(指定特定施設入居者生活介護の指定の変更</u> <u>申請の様式)</u>

第2条の3 法第70条の3第1項の規定による 指定の変更の申請は、様式第1号の3による 指定特定施設入居者生活介護指定変更申請書 によるものとする。

<u>(指定居宅サービス事業者等の特例に係る別</u> 段の申出の様式)

第3条 法第71条第1項ただし書(法第115条の 11において準用する場合を含む。)、法第72条 第1項ただし書(法第115条の11において準用 する場合を含む。)、法第72条の2第1項ただ し書又は法第115条の2の2第1項ただし書の 申出は、様式第2号による申出書によるもの とする。

(変更等の届出の様式)

- 第4条 法第75条第1項、第89条、第99条第1 項、第113条第1項若しくは第115条の5第1 項又は旧法第111条の規定による変更の届出 は、様式第3号による変更届出書によるもの とする。
- 2 法第75条第1項、第99条第1項、第113条第 1項若しくは第115条の5第1項の規定による 再開の届出又は法第75条第2項、第99条第2 項、第113条第2項若しくは第115条の5第2 項の規定による廃止若しくは休止の届出は、 様式第4号による廃止(休止、再開)届出書 によるものとする。

(指定の辞退の様式)

第5条 法第91条又は旧法第113条の規定による 指定の辞退は、様式第5号による指定辞退届 出書によるものとする。 (変更許可の申請の様式)

第6条 法第94条第2項又は第107条第2項の規 定による変更の許可の申請は、様式第6号に よる開設許可事項変更許可申請書によるもの とする。

(管理者の承認の申請の様式)

第7条 法第95条第1項若しくは第2項又は第 109条第1項若しくは第2項の承認の申請は、 様式第7号による管理者承認申請書によるも のとする。

(広告許可の申請の様式)

第8条 法第98条第1項第4号又は第112条第1 項第4号の規定による広告許可の申請は、様 式第8号による広告事項許可申請書によるも のとする。

<u>(指定介護療養型医療施設の指定の変更申請</u> の様式)

第9条 旧法第108条第1項の規定による指定の 変更の申請は、様式第9号による指定介護療 養型医療施設指定変更申請書によるものとす る。

(業務管理体制の整備等の届出の様式)

- 第10条 法第115条の32第2項の規定による届出 又は<u>法第115条の32第4項</u>の規定による区分の 変更の届出は、<u>様式第10号</u>による業務管理体 制に係る届出書(整備、区分の変更)による ものとする。
- 2 法第115条の32第3項の規定による届出事項 の変更の届出は、<u>様式第11号</u>による業務管理 体制に係る届出書(届出事項の変更)による ものとする。

(委任)

第11条 (略)

(業務管理体制の整備等の届出の様式)

- 第2条 法第115条の32第2項の規定による届出 又は<u>同条第4項</u>の規定による区分の変更の届 出は、<u>様式第1号</u>による業務管理体制に係る 届出書(整備、区分の変更)によるものとす る。
- 2 法第115条の32第3項の規定による届出事項 の変更の届出は、<u>様式第2号</u>による業務管理 体制に係る届出書(届出事項の変更)による ものとする。

(委任)

第3条 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

様式第1号から様式第9号までを削る。

様式第10号中「第10条」を「第2条」に、同様式備考11中「様式第11号」を「様式第2号」に改め、同様

式を様式第1号とする。

様式第11号中「第10条」を「第2条」に改め、同様式を様式第2号とする。

## 附則

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の様式第10号及び様式第11号により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。